

国立大学法人岐阜大学個人情報管理規程

平成19年10月1日
規程第40号

目次

- 第1章 総則（第1条，第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第9条）
- 第3章 教育研修（第10条）
- 第4章 職員の責務（第11条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第12条－第17条）
- 第6章 個人番号その他の特定個人情報の取扱い（第18条－第26条）
- 第7章 情報システムにおける安全の確保等（第27条－第41条）
- 第8章 情報システム室等の安全管理（第42条，第43条）
- 第9章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第44条－第47条）
- 第10章 安全確保上の問題への対応（第48条，第49条）
- 第10章の2 独立行政法人等非識別加工情報等の管理（第49条の2－第49条の5）
- 第11章 監査及び点検の実施（第50条－第52条）
- 第12章 行政機関との連携（第53条）
- 第13章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は，国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報その他個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な事項を定めることにより，本学の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに，個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本学における個人情報等の取扱いに関しては，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令の定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は，次のとおりとする。

一 「個人情報」とは，生存する個人に関する情報であつて，次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別する

ことができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

二 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

三 「保有個人情報」とは、本学の職員（役員及び派遣労働者を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に記載されているものに限る。

四 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

五 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

七 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

八 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

九 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

十 「部局等」とは、岐阜大学学則第3条、第4条、第8条から第11条までに掲げる組織、医学部附属病院、応用生物科学部附属動物病院、教育学部附属小学校、附属中学校、教育推進・学生支援機構及び研究推進・社会連携機構並びに国立大学法人岐阜

大学運営組織規則（以下「運営組織規則」という。）第20条の3に規定するグローバル推進本部，同規則第20条の4に規定する情報連携統括本部，同規則第21条に規定する大学本部各部及び同規則第24条に規定する監査室をいう。ただし，運営組織規則第7条第2項において，学部長又は研究科長を基盤となる組織の長が兼ねている場合は，当該組織をいう。

十一 「非識別加工情報」とは，次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について，当該個人に関する情報に含まれる記述等により，又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報を除く。）と照合することにより，特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって，当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

十二 「独立行政法人等非識別加工情報」とは，次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは，当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 保護法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 本学に対し，当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば，本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。

（1）当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

（2）情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で，保護法第44

条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、最高情報責任者をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学が保有する特定個人情報その他の個人情報の管理及び取扱いに関する施策を立案するとともに、その推進及び保護実務の遂行等を統括する。

(副総括保護管理者)

第4条 本学に、副総括保護管理者を置き、情報セキュリティ最高責任者をもって充てる。

2 副総括保護管理者は、本学における情報セキュリティ対策と個人情報を含むすべての情報の管理を統括する。

第5条 削除

(保護管理者)

第6条 個人情報を取り扱う各部局等に、保護管理者1人を置き、当該部局等の長をもって充てる。

2 前項に規定する保護管理者は、別表のとおりとする。

3 保護管理者は、副総括保護管理者により統括される情報セキュリティ対策及び個人情報管理施策に従うとともに、各部局等の保有する個人情報について、必要があると認めるときは、内規等を整備する等、適切な管理を確保するものとする。個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携するものとする。

(保護担当者)

第7条 個人情報を取り扱う各部局等に、当該部局等の保護管理者が指定する保護担当者を1人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部局等が保有する個人情報の管理に関する事務を処理する。

(監査責任者)

第8条 本学に、監査責任者1人を置き、学長が指名する監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、個人情報の管理の状況について監査する。

3 監査責任者は、必要に応じて、監査実施の補助者を指名することができる。

(個人情報の適切な管理のための委員会等)

第9条 本学が保有する個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会等を設け、定期に又は随時に開催する。

2 委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 教育研修

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報その他の個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 副総括保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理に資するために、情報システムの管理、運営及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、当該部局等の現場における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 4 保護管理者は、当該部局等の職員に対し、個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者又は副総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第12条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第13条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従って行わなければならない。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正)

第14条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い訂正を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第15条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第16条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、

当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第17条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

第6章 個人番号その他の特定個人情報の取扱い

(個人番号保護管理者)

第18条 個人番号その他の特定個人情報を取り扱う部局等に個人番号保護管理者を置き、当該部局等の保護管理者をもって充てる。

2 個人番号保護管理者は、当該部局等における特定個人情報の適正な管理及び取扱いに関し、当該部局等の職員を監督する。

3 個人番号保護管理者は、特定個人情報を適正に取り扱うための組織体制を整備しなければならない。

(特定個人情報取扱い部局)

第19条 本学で保有する特定個人情報は、人材開発部のみが取り扱うものとする。

(個人番号の利用の制限)

第20条 個人番号保護管理者は、個人番号その他の特定個人情報の利用にあたっては、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定しなければならない。

(事務取扱担当者)

第21条 個人番号保護管理者は、個人番号関係事務を処理する職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定しなければならない。

2 個人番号保護管理者は、前項に規定する各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を限定しなければならない。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第22条 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第23条 事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第24条 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報取扱区域)

第25条 個人番号保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

(特定個人情報の取扱状況の記録)

第26条 個人番号保護管理者は、第17条の規定にかかわらず、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための台帳その他の手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録しなければならない。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第27条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第39条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第28条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第29条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第31条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するためにファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第32条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第33条 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化)

第34条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、前項に規定する措置に基づき、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第35条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第36条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第37条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要があると認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第39条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第40条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第41条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

第8章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第42条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設(以下「保管施設」という。)を設けている場合にお

いても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め
の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）をするとともに、パスワード等の読取防
止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

（情報システム室等の管理）

第43条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、
警報装置及び監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必
要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器に予備電源の確保、配線の損傷防止等の措
置を講じなければならない。

第9章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第44条 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関
及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合、原則として、提供先にお
ける利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等
について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独
立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求する
とともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状
況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。
い。

- 3 保護管理者は、保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人
等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前項及び第1
項に規定する措置を講じなければならない。

（保有特定個人情報の提供）

第45条 個人番号保護管理者は、前条の規定にかかわらず、保有する個人番号その他の
特定個人情報について、番号法第19条各号に掲げられた場合を除き、これを提供して
はならない。

（業務の委託等）

第46条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切
な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければ
ならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任
者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する
事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項

- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。
- 3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託行う場合以降も同様とする。
- 4 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(個人番号関係事務の委託)

第47条 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

- 2 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、「委託を受けた者」において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人番号関係事務の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

第10章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第48条 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の事案の発生又はその兆候を把握した場合、並びに事務取扱担当者が関連する法令及びこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について学長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第49条 学長は、前条の事案が発生したときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省、文部科学省、個人情報保護委員会その他の関係機関に情報提供を行うものとする。

第10章の2 独立行政法人等非識別加工情報等の管理

(独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置)

第49条の2 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の適切な管理のための必要な措置については、この章に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報等を保有個人情報とみなして、第2章から第5章まで、第7章、第8章(第39条を除く。)及び第10章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報の提供)

第49条の3 保護管理者は、保護法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した記述等及び個人識別符号を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 保護管理者は、保護法第44条の2第1項及び第44条の9の規定(第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。)により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から保護法第44条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のための講じた措置を確認しなければならない。

(業務の委託等)

第49条の4 独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合の第46条の規定の適用については、第46条各項中「保有個人情報の取扱いに係る業務」とあるのは「独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務又は独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに係る業務」と、同条各項中「個人情報」又は「保有個人情報」とあるのは「独立行政法人等非識別加工情報等」と読み替える。

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第49条の5 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報等の管理に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- 一 第48条第2項、第3項及び第4項並びに第49条の3第2項の報告をするとき
- 二 第48条第5項及び第49条第1項の措置を講じたとき
- 三 契約相手方が保護法第44条の14各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

第11章 監査及び点検の実施

(監査)

第50条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第51条 保護管理者は、各部局等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第52条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第12章 行政機関との連携

第53条 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、本学を所管する行政機関と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第13章 雑則

(雑則)

第54条 この規程に定めるもののほか、本学が保有する個人情報等の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学個人情報管理規則（平成17年岐阜大学規則第32号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部 局 等	保 護 管 理 者
各学部	学部長
医学系研究科・医学部	医学系研究科長・医学部長
自然科学技術研究科	研究科長
連合農学研究科	研究科長
連合獣医学研究科	研究科長
連合創薬医療情報研究科	研究科長
図書館	館長
教育推進・学生支援機構	機構長
研究推進・社会連携機構	機構長
地域協学センター	センター長
流域圏科学研究センター	センター長
生命科学総合研究支援センター	センター長
留学生センター	センター長
保健管理センター	センター長
医学部附属病院	病院長
応用生物科学部附属動物病院	病院長
教育学部附属小学校及び附属中学校	学校長
グローバル推進本部	本部長
情報連携統括本部	本部長
大学本部各部	部長
監査室	室長

※ 表中に含まれない組織については、当該組織の庶務を所掌する部局等の長を保護管理者とする。